

交野市文化財保存活用地域計画の策定について

1. 趣旨

「文化財保護法」の改正により市町村において「文化財保存活用地域計画」を策定することが制度化された。本市においても文化財の計画的な保存・活用を促進するため同計画を策定することとなった。

2. 経緯

平成 31 年 4 月に文化財保護法が改正され、市町村は都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を策定することが制度化された。（同法第 183 条の 3）

3. 作成のメリット

- ・計画中に盛り込んだ文化財について、国に対して登録の提案が可能となる。
- ・計画中に盛り込んだ文化財について、国の補助金活用が可能となる。

4. 構成（案）

- 第 1 章 交野市の概要
- 第 2 章 交野市の文化財の概要と特色
- 第 3 章 交野市の歴史文化の特徴
- 第 4 章 文化財の把握調査
- 第 5 章 文化財の保存・活用に関する方針と措置
- 第 6 章 文化財の一体的・総合的な保存と活用
- 第 7 章 文化財の保存・活用推進体制
- 第 8 章 文化財の防災・防犯

5. スケジュール（案）

- 7 月 総合教育会議（計画スケジュール等）
- 12 月 パブリックコメント
- 2 月 総合教育会議（計画案）
- 3 月 教育委員会承認
- R4 度 文化庁への申請、認定